1 **薬局**:薬局とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所(その開設者が医薬品の販売業をあわせ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。)をいう。

法令の定め	を付う場所(その開設者が医薬品の販元業をあわせ行う場合には、 厚生労働省通知等	その販売業に必要な場所を含む。)をいう。
1 開設の許可 薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設 してはならない。 (法 第4条第1項)		
2 医薬品の販売業の許可 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業 として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しく は授与の目的 で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。 (法 第24条第1項)		1 定義 (1) 調剤室とは、調剤を実地に行う場所をいう。 (2) 店舗とは、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し若しくは陳列するための場所又は患者の待合いのための場所又は調剤された薬剤若しくは医薬品の情報を提供するための場所をいう。
I 構造設備 1 薬局の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき は、都道府県知事は許可を与えないことができる。 (法 第5条第1号)		
2 厚生労働省令で定める構造設備の基準は、次のとおりである。	2 天井の高さは、床面からおおむね2.1 m以上あること。 (建築基準法)	
(1) 換気が十分であり、かつ、清潔であること。 (構規 第1条第1項第1号)		2-(1) (7) 換気は、自然換気、換気扇、エアコン等により、医薬品の管理 に支障を来たさないものであること。 (4) 床は、コンクリート、板張り又はこれらに準じる材質とするこ
(2) 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。 (構規 第1条第1項第2号)		(ウ) 天井は、コンクリート、板張り又はこれに準じる材質とすること。 2-(2) (ア) 当該薬局が、壁、板、ガラス又はこれらに準ずるもの(以下「壁等」という。)で明確に区別されていること。また、各室の仕切は天井までとし、やむを得ず上部を開放する場合は、天井から40cmの範囲までとする。ただし、デパート、スーパーマーケット等においては、前面及び側面は陳列ケースで固定するか、又は、床面に店舗部分を明確に色塗料等で区画すること。なお、直接加工を行う食品、生鮮食品の売り場と隣接する場合は、壁等で保健衛生上支障のないように区画すること。

(3) 面積は、おおむね19.8㎡以上とし、薬局の業務を適切に行う 2-(3) 薬局の面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号 ことができるものであること。 (構規 第1条第1項第3

- に規定する床面積の算定方法の例により測定すること。 (S.42.10.24.2薬第395号)
 - → 床面積:建築物の各階又はその一部で壁その他の区 画の中心線で囲まれた部分の水平投影而積 によること。

2-(3)-2

薬局の面積については、S36.2.8目付け薬発第44号薬務 局長通知「薬事法の施行について」の第3の1において、「当該薬局に おいて医薬品以外の物を取り扱う場合には、そのほかに、それに必要 な広さを有すること。」とされているところであるが、本通知をもっ てこの取り扱いを改め、今後は、当該薬局において医薬品以外の物を 取り扱う場合には、薬局の業務に支障が生じない限り、薬局等構造設 備規則第1条第3号に規定する面積のほか、それに必要な面積を有す ることを必ずしも要しないこと。これに伴い、S37.7.23付け 薬発第376号薬務局長通知「薬局において医薬品以外のものを取り 扱う場合における薬局等構造設備規則第1条第1項第3号の取り扱 い等について」については、廃止することとする。

(H21.5.8 薬食発第0508003号 第3Ⅱ1⑦)

2-(3)-3 複数の階にわたる薬局の構造設備の分置

- (1) 薬局内の専用階段等によって患者等が昇降できる構造で あって、当該薬局の外部に出ることなく他階にある当該薬 局 の構造設備に行くことができること。
 - この場合、ビルの共用階段や百貨店などの一区画に薬局がある 場合の一般顧客用階段は専用階段ではない。
- (2) 少なくとも一つのフロアー面積は、階段、エレベーター部分等 昇降、往来に必要とされる部分の面積を除いて、16.5 ㎡以上 であること。
- (3) 当該薬局において常時調剤等の実務に従事している薬剤 師によって、複数階にわたる当該薬局の業務の管理が十分適切 に行うことができると認められること。

(S.50.6.2.薬発第479号)

- (4) 医薬品を通常陳列し、又は交付する場所にあっては60ルック ス以上、調剤台の上にあっては120ルックス以上の明るさを 有すること。 (構規 第1条第1項第4号)
- (5)一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあっては、一般用医薬 2-(5) 品を販売し、又は授与しない営業時間がある場合には、一般用医薬 品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造の ものであること。

なお、閉鎖の方法としては、社会通念上、シャッター、パ ーティション、チェーン等の構造設備により物理的に遮断さ れ、進入することが困難なものであることとし、可動式の構

- (7) 調剤室及び店舗の面積の合計は、おおむね19.8 ㎡以上とする
- (イ) 店舗の面積は、おおむね13.2 m²以上とすること。
- (f) 患者の待合設備等(いす等)を設けること。
- (エ) 従業員控室(薬局の面積には含まないものであること)
 - 従業員控室の面積は、適切な広さとすること。
 - ・ 湯茶用の給排水設備、ガス設備、又はこれに準ずる設備 及び流し台を設けること。
 - ・ 薬局と住居が同一建物であり、容易に行き来できるもの は、住居部分を利用できる。

(エ) その他の設備

- ・ 薬歴管理・相互作用検索用コンピュータ、処方せん受信 用ファクシミリ、電話等を調剤室外に設けること。
- 客及び従業員等が使用できる便所(車椅子等の身障者等 が使用できる構造が望ましい。)を設けること。ただし、 店舗と住居が同一建物であり、容易に行き来できるもの は、この限りでない。(面積の算定に含まない。)
- 事務室(保険請求事務等ができるものであること。)を 行う場所を調剤室外に設けること。
- ・ 医薬品等の保管のための倉庫等を設けること。(面積算 定に含まない。)
- 医薬品を貯蔵又は陳列している場所は、温湿度の管理に 必要な設備を設けること。

(構規 第1条第1項第5号)

(6) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。

(構規 第1条第1項第6号)

(7) かぎのかかる貯蔵設備を有すること。

(構規 第1条第1項第7号)

- ・毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなけ (法 第48条第2項) ればならない。
- (8) 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。

イ 6.6 m以上の面積を有すること。

- ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれら に準ずるものであること。
- ハ 医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする 者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若 2-(8) ここでいう必要な措置は、社会通念上、カウンター等の通 しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲 り受けられた医薬品を使用する者が進入すること ができないよう必要な措置が採られていること。

(構規 第1条第1項第8号)

造設備の場合には、従事者以外の者が動かすことができない ような措置を採ること。また、閉鎖する際は、当該区画で医 薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるよう にすることとし、閉鎖した区画の入り口に専門家不在時の販 売又は授与は薬事法に違反するためできない旨を表示するこ

閉鎖することができる構造設備としては、シャッター、パ ーティション、チェーン等が該当すること。

(H21.5.8 薬食発第0508003号 第3Ⅱ1②、第3Ⅰ (7)(2)(7)

常動かすことのできない構造設備により遮断することでで 従事者以外の者が進入することができない措置であること。 (H21.5.8 薬食発第0508003号 第3Ⅱ1③)

(9) 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定め るところに適合するものであること。

イ 第一類医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他 の設備(以下「陳列設備」という。)を有すること。

2-(8) 調剤室

- (7) 調剤室の面積は、6.6 m以上とすること。
- (4) 出入り口は、ガラス戸、板戸、スチール戸又はこれらに準ずる ものであること。出入り口を複数か所設ける場合は、室内を通路 とするような構造とならないこと。
- (ウ) 室の外側の見易いところに「調剤室」と表示すること。
- (エ) 待合場所に面する壁面は、縦約1m以上、透明なガラス 張りとし、容易に内部が見えるようにすること。 なお、開口部を設ける場合は、開口面積を必要最小限の ものとし、かつ、開閉式とすること。
- (オ) 給排水設備及び流し台を設けること。
- (カ) 調剤台は、適切な広さ及び高さを有すること。
- (キ) 無菌製剤を調製しようとする場合は、その製剤の種類、 剤型及び工程に応じて、じんあい、又は微生物による汚染 を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。 ただし、設備等の有する機能により、これと同程度の効 果を得られる場合はこの限りでない。
- (ク) 冷暗貯蔵のための電気冷蔵庫(遮光ガラス付冷蔵庫を含む。) を設けること
- (ケ) 固定式のかぎのかかる貯蔵設備を設けること。 また、設備の材質は、ガラス等壊れやすいものでないこと。
- (1) その他調剤に必要な設備及び器具を備えていること。
- (サ) 原則として、調剤用又は薬局医薬品製造業に係る試験検査用器 具以外の器具を設置しないこと。
- ・医薬品を常時貯蔵又は陳列する場所は、棚、スノコ又はショーウイ ンド等で適当な高さを有していること。
- ・医薬品を医薬部外品、化粧品及び医療機器等医薬品以外の物と区別

2-(9)

- ロ 第一類医薬品を陳列する陳列設備から1.2mル以内の範囲 (以下「第一類医薬品陳列区画」という。) に医薬品を購入し、 若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しく は譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若し くは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することがで きないよう必要な措置が採られていること。ただし、第一類 医薬品を陳列しない場合又はかぎをかけた陳列設備そ の他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者 又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくは これらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられ た医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設 備に陳列する場合は、この限りでない。
- ハ 第一類医薬品を販売し、又は授与しない営業時間が ある場合には、第一類医薬品陳列区画を閉鎖すること ができる構造のものであること。

(構規 第1条第1項第9号)

(10) 次に定めるところに適合する薬事法第9条の2<調剤された薬剤 2-(10) に関する情報提供>及び法第36条の6第1項から第3項<一般 用医薬品に関する情報提供>まで並びに薬事法施行規則第15条 の6第1項<薬局医薬品を販売等する場合の情報提供>及び施行 規則第15条の7第1項<販売等行った薬局医薬品に関する相談 >に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数 の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるも のとする。

イ 調剤室に近接する場所にあること。

- ロ 第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳 列区画の内部又は近接する場所にあること。
- ハ 指定第二類医薬品(施行規則第210条第5号に規 定する指定第二類医薬品をいう。以下同じ。) を陳列する場 合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から7メー トル以内の範囲にあること。ただし、かぎをかけた陳列設 備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設 備から1.2メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若し くは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは 譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若し くは譲り受けられた 医薬品を使用する者が進入すること ができないよう必 要な措置が採られている場合 は、この限りでない。
- 二 二以上の階に医薬品を通常陳列し、又は交付する場 所がある場合には、各階の医薬品を通常陳列し、又は 交 付する場所の内部にあること。

(構規 第1条第1項第10号)

ロの必要な措置は、社会通念上、カウンター等の通常動かす ことのできない構造設備により遮断することでで従事者以 外の者が進入することができない措置であること。

(H21.5.8 薬食発第0508003号 第3Ⅱ1④)

情報を提供するための設備は、相談カウンター等、薬剤師 と購入者等が対面で情報提供を行うことができる通常動か すことのできないものであること。

また、イ及びロの近接する場所とは、調剤された薬剤又は 薬局医薬品及び第一類医薬品に係る情報提供に支障を生じ ない範囲内であることとし、

ハの必要な措置は、社会通念上、カウンター等の通常動か すことのできない構造設備により遮断することでで従事者 以外の者が進入することができない措置であること。

(H21.5.8 薬食発第0508003号 第3Ⅱ1⑤)

して貯蔵又は陳列できるものであること。

- (11) 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。
 - イ 液量器 (20c及び200cのもの)
 - ロ 温度計(100度のもの)
 - ハ水浴
 - 二 調剤台
 - ホ 軟膏板
 - へ 乳鉢(散剤用のもの)及び乳棒
 - ト はかり (感量10mgのもの及び感量100mgのもの)
 - チビーカー
 - リ ふるい器
 - ヌ へら (金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)
 - ル メスピペット及びピペット台
 - ヲ メスフラスコ及びメスシリンダー
 - ワ 薬匙(金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)
 - カ ロート及びロート台
 - ョ 調剤に必要な書籍 (磁気デイスク (これに準ずる方 法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を 含む。)をもつて調製するものを含む。以下同じ。)

(構規 第1条第1項第811号)

Ⅱ 体制

- 1 薬局において、医薬品の調剤及び販売又は授与の業務を行う体制 が厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。は、薬局の許可を 与えないことができる。 (法 第5条)
- 2 薬局において医薬品の調剤及び販売又は授与の業務を行う体制の 2⋅(1) 員数の算出方法 (体制省令 第1条第1項)
- (1) 薬局の営業時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する 薬剤師が勤務していること。

(体制省令 第1条第1項第1号)

(2) 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局に おける一日平均取扱処方せん数(前年における総取扱処方せん数 (前年において取り扱つた眼科、耳鼻いんこう科及び歯科の処方 せんの数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方 せんの数との合計数をいう。) を前年において業務を行った日数で 除して得た数とする。ただし、前年において業務を行つた期間が ないか、又は3箇月未満である場合においては、推定によるもの とする。)を40で除して得た数(その数が1に満たないときは1 とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1 とする。) 以上であること。

(体制省令 第1条第1項第2号)

(3) 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、第一類 医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局に おいて医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が勤務しているこ

- 2-(11) 設備・器具
- (イ) 設備・器具のうち試験検査に必要なものは、薬局医薬品 製造業へ移行された。

(H10.3.31.医薬発第337号)

(ロ) 薬局等における試験検査については、規則第11条及び 第29条の3によりその実務が義務づけられており、今回 の改正はこれを廃止するものではないこと。

したがって、具体的な設備・器具の義務づけはないが、 薬局等において自ら、又は厚生大臣の指定する試験検査機 関等に委任して試験検査を行うべきことについては何ら変 更がないこと。 (H10.3.31.医薬企第28号)

2-(11)-ヨ 調剤に必要な書籍

(イ) 調剤技術等に関するもの

(S62.6.1.薬発第462号) (H10.3.31.医薬発第337号)

- ① 営勤薬剤師(原則として薬局で定めた就業規則に基づく 勤務時間(以下「薬局で定める勤務時間」という。)の全 てを勤務する者であるが、1週間の薬局で定める勤務時間 が32時間未満の場合は32時間以上勤務している者を常 勤とする)を1とする。
- ② 非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める 勤務時間により除した数とする。ただし、1週間の薬局で 定める勤務時間が32時間未満と定められている場合は、 換算する分母は32時間とする。

(H11.2.16.医薬企第17号)

2-(11)ョ 調剤に必要な書籍(電子書籍でもよい)

- (4) 日本薬局方及びその解説に関するもの
- (ロ) 薬事関係法規に関するもの
- (ハ) 調剤指針等
- (二) 当該薬局で取り扱う医薬品の添付文書に関するもの

2 薬剤師の員数

既存薬局を有する者(法人の場合は、役員を含む。)が、 新たに薬局を開設する場合には、既存薬局における薬剤師の 員数を満たしていること。

(体制省令 第1条第1項第3号)

(4) 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する薬局に あつては、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与す る営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与 に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務していること。

(体制省令 第1条第1項第4号)

(5) 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間 数 (薬事法施行規則第7条第4号に規定する週当たり勤務時間数 をいう。以下同じ。) の総和が、当該薬局の営業時間の1週間の総 和以上であること。

(体制省令 第1条第1項第5号)

- (6) 一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬 局において一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登 録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の一般用医薬 品の情報提供を行う場所(薬局等構造設備規則)第1条第1項第 10号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。 以下第8号において同じ。)の数で除して得た数が、一般用医薬品 を販売し、又は授与する営業時間の1週間の総和以上であること。 (体制省令 第1条第1項第6号)
- (7) 一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、一般用 医薬品を販売し、又は授与する営業時間の1週間の総和が、当該 薬局の営業時間の1週間の総和の2分の1以上であること。 (体制省令 第1条第1項第7号)
- (8) 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬 局において第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当 たり勤務時間数の総和を当該薬局内の第一類医薬品の情報提供を 行う場所の数で除して得た数が、第一類医薬品を販売し、又は授 与する営業時間の1週間の総和以上であること。

(体制省令 第1条第1項第8号)

(9) 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、第一類 医薬品を販売し、又は授与する営業時間の1週間の総和が、一般 用医薬品を販売し、又は授与する営業時間の1週間の総和の2分 の1以上であること。

(体制省令 第1条第1項第9号)

|(10) 調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従 2-(10)(11)(12) 事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられているこ

(体制省令 第1条第1項第10号)

2-(5) なお、薬局で従事する薬剤師は調剤に従事する薬剤師である ことが望ましいが、当該薬局に従事する薬剤師のうち、調剤に 従事しない薬剤師がいる場合は許可申請の際に届け出させるこ ととし、その際、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数 の総和には加えないこと。

(H21.5.8 薬食発第0508003号 第3Ⅲ1④)

2-(6) なお、当該薬局に従事する薬剤師のうち、一般用医薬品の販 売又は授与に従事しない薬剤師がいる場合は許可申請の際に届 け出させることとし、その場合、一般用医薬品の販売又は授与 に従事する薬剤師の调当たり勤務時間数の総和には加えないこ

(H21.5.8 薬食発第0508003号 第3Ⅲ1⑤)

なお、従事者に対する研修は、薬局開設者が自ら実施するほ か、薬局開設者が委託する薬局又は薬剤師に関する団体等(当 該薬局開設者又は当該団体等が委託する研修の実績を有する (11) 法第9条の2<調剤された薬剤に関する情報提供>の規定による情報の提供その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

(体制省令 第1条第1項第11号)

(12) 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第36条の6第1項から第3項ま<一般用医薬品に関する情報提供>で並びに薬事法施行規則第15条の6第1項<薬局医薬品を販売等する場合の情報提供>及び第15条の7第1項<販売等行った薬局医薬品に関する相談>の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

(体制省令 第1条第1項第12号)

4-2 薬局が講じなければならない措置

体制省令第1条第1項第10号から12号までに掲げる 薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を 含むものとする。 (体制省令 第1条第2項)

- (1) 医薬品の使用に係る安全な管理(以下「医薬品の安全使用」という。)のための責任者の設置
- (2) 従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備
- (3) 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業 務の実施
- (4) 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供 のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安 全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正 な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

Ⅲ人的要件

1 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が、次のイからホまでのいずれかに該当するときは、薬局の許可を与えないことができる。

(法 第5条第3号)

- イ 法第75条第1項<許可の取消し等>の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
- ハ イ及び口に該当する者を除くほか、薬事法、麻薬及び向精神 薬取締法(昭和28年法律第14号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)その他薬事に関する法令又はこれに 基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過

団体等を含む。) が実施することができる。

(H21.5.8 薬食発第0508003号 第3Ⅲ19)

2-(10)(11)(12), 3

業務にかかる指針、手順書等は、各目的を担保し、かつ各薬局に おいて実効性のあるものとすること。

1-ニ 医師の診断書

法人である申請者におけるその業務を行う役員であっても、 当該法人における業務上薬事に関する通常の業務に係る意思決 していない者

- ニ 成年被後見人、又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の 中毒者
- ホ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うこと ができない者として厚生労働省令で定めるもの

2 法第5条第3号ホの厚生労働省令で定める者

法第5条第3号ホの厚生労働省で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(施行規則 第8条)

3 申請者が法人である場合であって、都道府県知事がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第3号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第5条第3号ニ(成年被後見人に係る部分を除く)及びホに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(施行規則 第1条第3項)

定等に直接関与していないとみなされるものについては、医師 の診断書に代えて、「精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは 覚せい剤の中毒者」でないことを疎明する書面を提出すること によっても構わない。

(H9.3.27.薬発第412号)

1-ニ 法人の業務を行う役員の診断書

法人である申請者におけるその業務を行う役員であって、当該法人における業務上薬事に関する通常の業務にかかる意思決定等に直接関与しているとみなされるものについても、その職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、医師の診断書に代えて、薬事法第5条第3号ニ(成年被後見人に係る部分を除く。)及びホに該当しないことを疎明する書面を提出することで差し支えないこととすること。

(H 1 5. 3. 2 5 医薬発第 0325013 号)

1 法人である申請者の場合、業務を行う役員のうち統括を行う者 (少なくとも1名) は診断書を提出すること。